

## 「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に関する指針」の変更(案)について

令和元年6月11日

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に関しては、本事業の適正な実現のため、平成29年12月15日に特定機関その他関係者が講ずべき措置に関する指針が定められている。

今般、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)に基づく特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(平成30年12月25日閣議決定)において、農業が特定産業分野に位置づけられたことに鑑み、本事業は段階的に特定技能の在留資格に係る制度に移行することとし、移行に伴う所要の措置を講ずるため、同指針の変更を行うものである。

なお、指針の変更は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いた上で内閣総理大臣が定めることとされているため、別紙の通り指針案を諮るもの。

### 参考

国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)(抄)

#### 第十六条の五

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関その他関係者が講ずべき措置を定めた指針(以下この条において単に「指針」という。)を作成するものとする。

4 前条第四項から第六項までの規定は、前項に規定する指針について準用する。

#### (参考)第十六条の四

4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。